

株式会社24時間通信

〒003-0826 札幌市白石区菊水元町6条3丁目6-46
TEL 011-871-2455 FAX 011-871-2444

11年
4月号

話題は『ハインリッヒの法則』
についてです



30秒で読めて、チョット
情報通になります

4月の歳時記「ハインリッヒの法則」

発生日時	震央地名	マグニチュード	最大震度
11日15時06分頃	三陸沖	M7.0	震度5弱
11日14時46分頃	三陸沖	M7.9	震度7
11日14時46分頃	三陸沖	M7.9	震度7
11日07時44分頃	三陸沖	M4.8	震度1
11日06時50分頃	三陸沖	M4.5	震度1
11日06時41分頃	茨城県南部	M3.4	震度1
11日03時14分頃	宮城県北部	M3.5	震度3
11日01時55分頃	三陸沖	M5.3	震度2
10日20時30分頃	三陸沖	M4.5	震度1
10日20時21分頃	三陸沖	M5.1	震度2
10日18時02分頃	三陸沖	M5.2	震度1
10日17時59分頃	三陸沖	M4.7	震度1
10日17時08分頃	三陸沖	M5.7	震度2
10日10時20分頃	三陸沖	M4.7	震度1
10日08時58分頃	三陸沖	M4.8	震度1
10日08時37分頃	三陸沖	M5.1	震度2
10日06時24分頃	三陸沖	M6.6	震度4
10日06時01分頃	三陸沖	M4.8	震度1
10日03時45分頃	三陸沖	M6.1	震度3
10日03時16分頃	三陸沖	M6.2	震度3
10日01時59分頃	三陸沖	M4.7	震度1

前から、ときどき気象庁の地震情報ウェブ
サイトを見ています。3月10日朝に筆者の住
んでいる埼玉で大きな揺れがありました。地
震情報ウェブサイトを開いてみました。左表
のように三陸沖の地震が続いていました。

胸騒ぎがしたので宮城、岩手の知人に「ち
よっと地震が多いですね。こちらも相当揺れ
ます。気をつけてください」と送信しました。

翌11日に東北地方太平洋沖地震。また、地
震情報ウェブサイトを開くと三陸沖、宮城県
北部、茨城県南部で継続的な地震が記録され
ていました。

ハインリッヒの法則を思い出しました。米国の損害保険会社の調査部長ハインリ
ッヒは労働災害の確率を「1件の重大災害の陰には29件の軽災害があり、さらにそ
の陰には300件のヒヤリ・ハット(危うく大惨事になるかもしれないケガのない災
害)がある」。1:29:300。これがハインリッヒの法則です。

大地震の原因とハインリッヒの法則は関係ありません。でも、同じ地域に地震が
続いたらイザに備えようという気持ちになるかもしれません。地震情報ウェブサイ
トはヒヤリ・ハットのデータなのかなと思いました。毎日、地震情報ウェブサイ
トを見て、ヒヤリ・ハットしていたら仕事は手につきません。眠れなくなります。人
間は忘れること、見ないこと、関係ないと思うことで生きていけるかもしれません。

幸いメールを送った知人は無事でした。私の「気をつけてください」の一言メー
ルが備えになったのだと信じています。

株式会社24時間通信

〒003-0826 札幌市白石区菊水元町6条3丁目6-46
TEL 011-871-2455 FAX 011-871-2444

11年
4月号

話題は『エコノミークラス症候群』
についてです



30秒で読めて、チョット
情報通になります

4月の健康情報「エコノミークラス症候群」

2004年新潟県中越地震で避難所の代わりに自分の車で泊まり続けた被災者がいました。40～50代の女性4人の下肢がうっ血状態となり血栓が生じ肺に詰まって「肺塞栓(はいそくせん)症」になり死亡した災難がありました。この症状はもともと飛行機の座席に長時間座って起こることからエコノミークラス症候群といわれます。

この症状は体を動かさない状態が続くと生じます。下肢が圧迫されるとうっ血状態となって血栓が生じるのです。ですから長時間事務所で座ってパソコンを打ち続けたり、座り続けたりする列車旅行、観劇、映画鑑賞などでも発症します。

避難所の体育館、教室などは、多くの被害者が集まります。動きがとれずじっとしている時間が長くなります。その結果、エコノミークラス症候群になりやすくなります。エコノミークラス症候群の対策は以下の3つになります。

①水分を摂取する。

ネバネバの血液になるとうっ血状態になり血栓が生じやすくなります。水分摂取が予防対策になります。でも、災害当初は断水になったり水の補給が遅れたりします。水は命の源であり、エコノミークラス症候群の予防薬でもあります。

②弾性ストッキングをはく。

弾性ストッキングは、下肢の足首、ふくらはぎ、ふとももに向けて着力を減少させます。血流がよくなって予防対策になります。非常袋の必需品です。

③足関節を時々動かしたり、ふくらはぎをもんだりする。

下肢の血液の循環を良好にするマッサージが有効です。簡単な足の運動が血栓を生じさせない予防になります。

①、②は事前に備えられます。今から備えておきましょう。

株式会社24時間通信

〒003-0826 札幌市白石区菊水元町6条3丁目6-46
TEL 011-871-2455 FAX 011-871-2444

11年
4月号

話題は『住宅ローンと地震保険』
についてです



30秒で読めて、チョット
情報通になります

4月の注意喚起「住宅ローンと地震保険」

以下の文章は、過去に書いた文章です。改めて掲載いたします。

阪神大震災で滅失したマイホームは約14万5,000戸。このうち住宅ローンを抱えていた方は約1万5,000人いたと推定されています。また、一人あたりの住宅ローン残高は約1,000万円と推定されています。

これは何を意味するのでしょうか？ マイホームを失っても住宅ローンを払い続けなければならないことです。マイホームは無いのに住宅ローンを払い続ける。これはつらいことです。

死をもって住宅ローンを払った悲惨な例もありました。住宅ローンを組むときに団体信用生命保険に加入します。阪神大震災では、団体信用生命保険で完済した方がいました。この方々は、自分の死と引き換えに住宅ローンの支払を済ませたこととなります。

生命保険以外にも火災保険も付けます。火災保険は地震損害の場合に保険金は一部しか支払われません。

阪神大震災の被災者の中には、火災保険でも全額保険金を受け取れると思っていた方がいました。ところがそうではなかった。それで、住宅ローンを払い続ける悲劇が生まれてしまいました。

地震保険に加入していれば、住宅ローンの残債を全額あるいは一部支払えたかもしれません。そうすれば、少し身軽になって人生の再スタートを図れたかもしれません。

住宅ローンでマイホームを購入した人にとって、地震保険は自分の人生を守るための必需品といえるのではないのでしょうか……。

(以上のデータは島本慈子著『倒壊』を参考にしました)



株式会社24時間通信

〒003-0826 札幌市白石区菊水元町6条3丁目6-46
TEL 011-871-2455 FAX 011-871-2444

11年
4月号

話題は『地震保険』
についてです



30秒で読めて、チョット
情報通になります

4月のトピックス「日本損害保険協会の地震保険のお取扱い」

社団法人日本損害保険協会から このたびの地震により被災された皆様へ
このたびの地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

損害保険をご契約の皆さまへ 地震保険のお取扱い

- 損害保険各社では、地震保険をご契約されている建物または家財について損害を調査し、損害の程度に応じて保険金をお支払いいたします。
- 地震保険以外の保険(自動車保険、傷害保険など)のお取扱い
原則として地震、津波による損害は補償の対象となりません。但し、地震や津波による損害を補償する特約が付帯されている場合は保険金お支払いいたします。
- 地震により被害を受けられた被災者の皆様に対する特別措置について
このたびの地震により被害を受けられた被災者の皆様には、各損害保険の保険料の払込みなどについて猶予する場合があります。
詳しくはご契約の損害保険代理店または損害保険会社にお尋ねください。

地震保険は損害の割合に応じて「全損(保険金額の100%)」「半損(保険金額の50%)」「一部損(保険金額の5%)」の3区分で保険金が支払われます。

	損害の状況		支払われる保険金
	建物	家財	
全損	基礎・柱・壁・屋根などの損害額が建物の時価の50%以上	家財の損害額が家財の時価の80%以上	契約金額の100% (時価が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
半損	基礎・柱・壁・屋根などの損害額が建物の時価の20%~50%未満	家財の損害額が家財の時価の30%~80%未満	契約金額の50% (時価が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%~70%未満		
一部損	基礎・柱・壁・屋根などの損害額が建物の時価の3%~20%未満	家財の損害額が家財の時価の10%~30%未満	契約金額の5% (時価が限度)
	全損・半損・一部損に至らない建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水		